

# 平成31年度

## 保育所・認定こども園等 利用のしおり (子ども・子育て支援新制度 2号・3号認定用)

平成27年4月から『子ども・子育て支援新制度』が始まりました。  
新制度では「保育の必要性」の有無及び子どもの年齢に応じて3つの認定区分(1号・2号・3号)が設けられています。  
利用できる施設は、それぞれの認定区分に応じて異なります。

認定区分	要件	利用可能施設
1号	満3歳以上	幼稚園、認定こども園（教育利用）
2号	満3歳以上、保育の必要性あり	保育所、認定こども園（保育利用）
3号	満3歳未満、保育の必要性あり	保育所、認定こども園（保育利用）

※「保育の必要性」の内容は次頁に記載しています。

このしおりには、保育の必要性があることにより2号・3号の認定を受けられる方が、平成31年4月以降に保育所、認定こども園(保育利用)等の利用を希望される場合の手続きについて記載しています。

※保護者の住民登録地が長崎市外で、長崎市内の保育所等の利用を希望される場合は、住民登録地の自治体にお問い合わせください。

※幼稚園、認定こども園の1号認定(教育利用)をご希望の方は、それぞれの施設にて、直接手続きを行ってください。

### 受付期間

- 平成31年4月から利用希望の受付・・・平成30年12月3日(月)から12月20日(木)まで(1次受付)
  - ※平成31年1月4日(金)～平成31年2月20日(水)を2次受付としますが、原則、1次受付分を優先して入所調整を行います。
  - 平成31年(2019年)5月以降の利用希望の受付・・・毎月、利用希望月の前月15日まで  
(※15日が土・日曜日及び祝祭日の場合は翌開庁日まで)
- ※利用開始は、原則、月初日からとなります。(月途中からの入所については次頁をご確認ください。)  
※期限を過ぎると、原則として受付できませんのでご注意ください。  
※保育所等は、事前に見学が可能です。ご希望の際は、直接保育所等にお問い合わせください。  
※平成32年度(2020年度)からの受付期間は、平成31年度分とは異なる場合があります。

### 受付場所

- 各地域センター(連絡先等は10頁に記載しています。)
- 長崎市こども部幼児課(市役所別館3階)  
〒850-8685 長崎市桜町6番3号  
電話(代表)095-822-8888  
電話(直通)095-829-1142

### ホームページ

<http://ekao-ng.jp>  
(長崎市子育て応援情報ホームページ「イーカオ」)

### 【お知らせ】 幼児教育の無償化

国が進める幼児教育の無償化は、「2019年10月から3歳～5歳の全ての子どもと0歳～2歳児の住民税非課税世帯の子どもを対象に、幼稚園・保育所・認定こども園の費用を無償化することを目指す」としています。制度の実施に関しては詳細が分かり次第、広報誌等を通じて改めてお知らせします。



長崎市

## 保育の必要性・必要量

- 保育所等の利用は、保護者が下表の事由・状況に該当していることにより、家庭内でその児童を保育することができない(=保育の必要性がある)と認められる場合となります。
- 利用するためには、「保育の必要性」について証明する書類を添付した『支給認定申請書』を市に提出し、2号又は3号の支給認定を受けることが必要です。
- 『支給認定申請書』の提出に併せて、希望する保育所等を記載した『保育利用申込書』も市に提出します。
- 保育所等の利用が決定した場合、利用できる期間はそれぞれの事由に応じ、下表の認定期間内となります。
- 保育の必要量に応じて、一日に預けられる時間が、『保育標準時間』と『保育短時間』に分類されます。

保育の必要性		認定期間 (有効期間)	保育の必要量
事由	状況		
就労	居宅外で労働することを常態としている。 又は、居宅内で児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としている。	小学校就学前までの期間 内で、左記の状況が継続 している期間 (勤務証明書で確認できる 期間)	保育標準時間 (月120時間以上就労) 又は 保育短時間 (月64時間以上、120時間未満就労)
妊娠・出産	妊娠中、または、出産前後である。	妊娠中から出産後8週目 を迎える日の月末まで	保育標準時間
疾病・障害	疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有している。	疾病・障害により、家庭 内保育ができない期間 (診断書で確認できる期 間)	保育標準時間
親族の 介護・看護	長期にわたり疾病の状態にある親族又は精神もしくは身体に障害を有する親族を常時介護・看護している。	介護・看護の必要がなく なるまで (診断書等で確認できる 期間)	保育標準時間 (月120時間以上従事) 又は 保育短時間 (月64時間以上、120時間未満従事)
災害復旧	震災、風水害、火災その他災害の復旧にあ たっている。(ボランティアでの従事を含 む。)	災害復旧に従事する期間	保育標準時間
求職活動	求職活動(自営業の起業準備を含む)を継 続的に行っている。	求職活動開始後90日目 を迎える日の月末まで	保育短時間
就学 (職業訓練含む)	学校教育法に規定された学校・専修学校・ 各種学校や職業訓練校に在学している。	卒業(修了)予定日を迎え る日の月末まで	保育標準時間 (月120時間以上就学) 又は 保育短時間 (月64時間以上、120時間未満就学)
虐待・DV	虐待の恐れ、配偶者からの暴力により、家 庭内での保育が困難である。	小学校就学前までの期間 内で、左記の状況が継続 している期間	保育標準時間
育児休業中 の継続入所 (就労で入所中の方)	育児休業をする際に既に就労のため保育所 等を利用中の子どもがいて、当該子どもの 発達上、継続利用が必要である。	育児休業を取得する子が 1歳を迎える日の月末ま で	保育短時間

○ 月途中からの利用希望が可能となる事由については、次のとおりです。

- ・ 育児休業後の復職に伴う入所
  - 復職日前に最大6日間(日・祝日除く)の慣らし保育を希望することができます。詳しい取扱いについては、7頁、11頁をご確認ください。
- ・ 保護者等の入院に伴う緊急入所
  - 保護者やお子さん等が入院することとなり、緊急で保育が必要となった場合、入院計画書等の必要書類を提出していただくことで、月途中からの利用希望が可能となります。ただし、状況により対応が異なる場合がありますので、希望される方は幼児課へご相談ください。

- 保育の必要量が標準時間(11時間)に該当する事由であっても、保護者の希望により短時間(8時間)とすることも可能です。
- 事由が「就労」で月120時間未満のため保育短時間(利用時間8時間)となる方も、恒常的に下記①～④に該当するときは、保育標準時間の認定を受けることができます。

①1日の就労時間が8時間以上である場合

【例】1日8時間、1ヶ月14日勤務

②1日の就労時間は8時間未満だが、保育所等が設定する保育短時間の利用時間帯を超えて保育所等を利用せざるを得ない場合。

【例】保育所の設定する利用時間帯が8:30～16:30だが、就労時間が常に13:00～18:00である。

③1日の就労時間は8時間未満だが、シフト制勤務なので、勤務日によっては保育所が設定する利用時間帯を超えて利用せざるを得ない場合。

【例】保育所の設定する利用時間帯が8:30～16:30だが、早番シフトが8:00～13:00、遅番シフトが13:00～18:00である。

④1日の就労時間は8時間未満だが、通勤時間(保育所等への送迎時間は除く)も含めると、保育所が設定する利用時間帯を超えて利用せざるを得ない場合。

【例】保育所の設定する利用時間帯が8:30～16:30で、勤務時間が9:00～16:00で7時間だが、保育所～職場間の通勤時間が片道1時間かかる。

## 利用時間

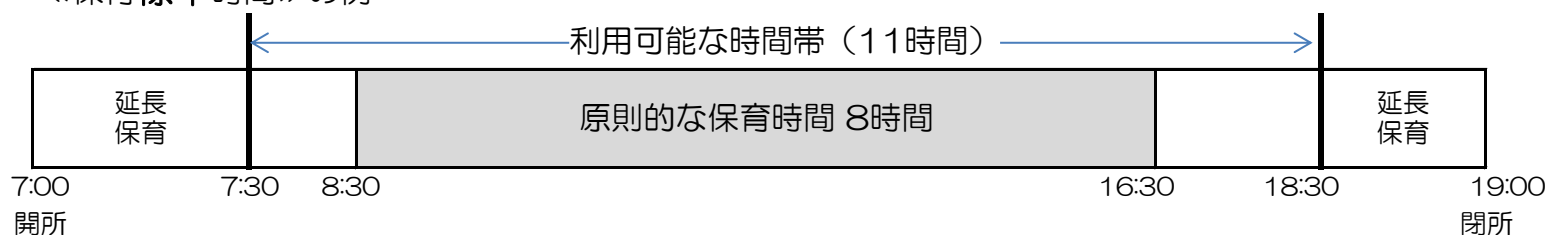
「保育標準時間」、「保育短時間」の認定区分により、利用できる時間が異なります。

区分	利用できる時間
保育標準時間	1日最大 11時間
保育短時間	1日最大 8時間

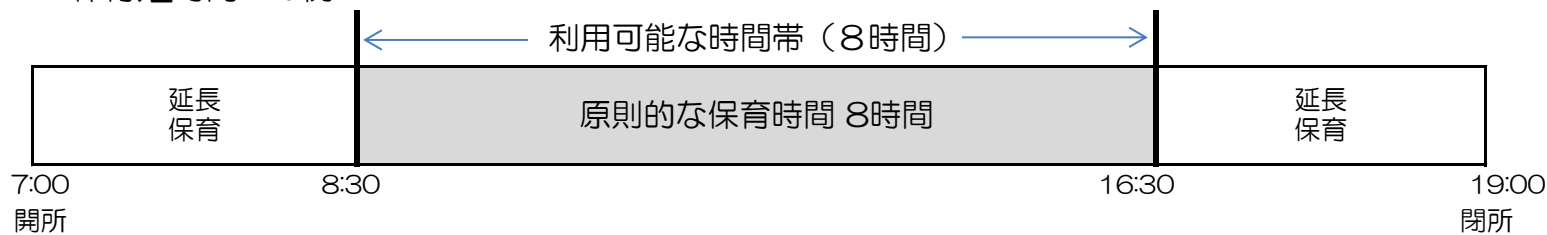
※最大の利用時間です。保育料の範囲内での利用時間であり、延長保育時間は除きます。

「保育標準時間」の方は最大11時間の利用が可能ですが、原則的な保育時間は8時間ですので、保護者が現に必要とする時間での利用をお願いします。

《保育標準時間》の例



《保育短時間》の例



※上表は一例を示したものであり、実際の開所・閉所時間、利用可能な時間帯(標準時間又は短時間)延長保育時間帯等は保育所等によって異なりますので、各保育所等へご確認ください。

※利用可能時間は、毎月お支払いいただく保育料の範囲内で利用できる時間帯です。保育所等が延長保育を行っている場合には、保育料とは別に、延長保育料を保育所等に払って預けることは可能です。

## 申請・申込みに必要な書類



### ①申込書、申請書等

持参するもの…印鑑、個人番号（マイナンバー）カードもしくは通知カード、身分証明書（運転免許証等の顔写真付のもの）等

必要な書類	注意
「保育利用申込書」 「健康状況調査票」	世帯毎に作成してください。 ※1枚の用紙に、児童が3人まで記入できるようになっています。不足する場合は複写してご使用ください。
「支給認定申請書【2号・3号用】」	児童毎に作成してください。 ※1人目は「保育利用申込書」裏面の申請書にご記入ください。 ※2人目からは片面印刷の申請書(兄弟姉妹用)にご記入ください。 2人目から3人目まで、1枚の用紙に記載できます。

### ②保育の必要性を確認するための書類

対象者：保護者（父母）

保護者の状況に応じた書類を、申請書等に添付して提出ください。（※1）

保護者の状況		必要な書類
就労	雇用されている方	「勤務証明書」 及び 「育児休業証明書」(育児休業から復職時の利用希望の場合)
	内職等の方	「委託・内職確認書」
	自営業の方	「勤務証明書」 及び 「確定申告書(第一表・第二表)」の写し 又は 「自営業の開業届(税務署提出分)」の写し 又は 「営業許可証」の写し等、自営業の内容が確認できる書類。
妊娠・出産		「母子健康手帳」の写し(表紙と出産予定日が確認できる部分)、 又は「妊娠届」、 又は「出産証明書」
疾病・障害		「診断書」
親族の 介護・看護		「診断書」、「介護保険被保険者証」の写し 及び 「スケジュール申告書」
災害復旧		「り災証明書」 又は 「スケジュール申告書」※従事内容及び従事見込み期間を記載したもの
求職活動 (自営業の起業準備含む)		<b>①、②いずれの書類も必要になります。</b> ①「申立書」 ※自営業の起業準備等のため保育標準時間が必要な場合は、その理由を記載したもの ②求職活動中であることが確認できる書類 ※「ハローワークカード」の写し、 又は 「雇用保険受給資格者証」の写し等
就学 (職業訓練)		「在学証明書」 又は 「訓練受講決定通知書」の写し 及び 「時間割」の写し 又は 「スケジュール申告書」
虐待・DV		「関係機関からの書類」 ※虐待・DVの状況であることが客観的に確認できる内容のもの
育児休業中 の継続入所		「育児休業等証明書」等 （※2）

(※1) 「勤務証明書」、「育児休業等証明書」、「委託・内職確認書」、「診断書」、「スケジュール申告書」は、市指定の様式となります。用紙は、幼児課、各地域センター、保育所・認定こども園等にあります。

(長崎市子育て応援情報HP「イーカオ」からダウンロードもできます。)

(※2) 「育児休業等証明書」だけでは育児休業中である旨の確認ができない場合は、育児休業給付受給資格確認（否認）通知書等（写）や育児休業取扱通知書(育児休業取得者申出書)等の、育児休業法に基づく育児休業である旨の確認ができるものを求める場合があります。

### ③保育料を算定するために必要な書類

対象者：父母(保護者)及び「家計の主宰者」で、**平成30年1月2日以降に長崎市に転入された方**  
個人番号(マイナンバー)による情報連携により、市町村民税課税(所得)証明書の提出を省略できるようになりました。

**※マイナンバー関係書類一式をご提出いただいた場合も、自治体によっては税情報の内容を確認できない場合があります。追加で市町村民税課税(所得)証明書のご提出を求められることがありますのでご了承ください。**

支給認定申請書に個人番号を記入いただくとともに、「身元確認」と「番号確認」が必要になります。

申請時に下記の書類を確認します。郵送の場合は下記書類を封筒に入れ、必ず封をして提出してください。

	必要な書類
(1)個人番号カードがある場合	個人番号カード両面の写し
(2)個人番号カードがない場合	①通知カード又は住民票(個人番号付)などの番号が確認できるものの写し ②運転免許証などの写真付身分証明書1点の写し又は健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、公的機関発行の書類等身元の確認ができるもの2点の写し

(1)、(2)いずれの書類も提出できない場合は下記書類を提出してください。

利用開始希望月	世帯の状況	必要な書類
平成31年4月 ～ 平成31年(2019年)8月	平成30年1月2日以降に 長崎市に転入された方	『平成30年度市町村民税課税(所得)証明書』 ※課税状況の明細が記載されているもの (平成30年1月1日現在の居住地市町村が発行するもの)
平成31年(2019年)9月 ～ 平成32年(2020年)3月	平成31年1月2日以降に 長崎市に転入された方	『平成31年度市町村民税課税(所得)証明書』 ※課税状況の明細が記載されているもの (平成31年(2019年)6月頃から発行可能) (平成31年1月1日現在の居住地市町村が発行するもの)

※「家計の主宰者」とは、父母の収入が一定の基準額(ひとり親の場合:103万円、父母二人の場合141万円)未満の場合、同居の扶養義務者(祖父母等)で最多収入の者をいいます。「家計の主宰者」の市民税額で保育料の算定を行いますので、必要に応じて、主宰者判定のために収入がわかる書類を求める場合があります。また、上記の基準額の範囲内の場合であっても、同居の扶養義務者と生計が別である旨の確認ができるもの(光熱水費の請求書等)の提出により、主宰者判定をできる場合があります。

※1月1日現在で長崎市に居住されていた方で、当該年度の市民税課税状況が長崎市において確認できる方は、同意に基づき課税状況を確認しますので、課税証明書等の提出は不要です。なお、申請児童と同居の祖父母については、課税状況を確認するための「同意書」の提出が必要です。また、未申告の場合は課税状況が把握できないため、収入が無かった方についても、その旨、市民税課にて申告しておいていただく必要があります。

※1月1日現在で長崎市に居住されていた方でも、住民票は長崎市外に登録されていて、市町村民税の登録が当該市町村にある場合には、マイナンバー関係書類又は当該市町村が発行する証明書が必要となります。

※保育料を算定するために必要な書類が未提出又は課税状況が確認できない場合は、算定ができないため最高額となります。その場合は、必要書類ご提出後に再度保育料の算定を行います。また、長崎市において市県民税の申告を行われた場合は、その旨を幼児課までご連絡ください。税額の確認ができ次第保育料の算定を行います。また、申告されてから幼児課にて税額の確認ができるようになるまで一定の期間が必要ですので、予めご了承ください。

※平成31年度の市町村民税課税(所得)証明書は、長崎市では平成31年(2019年)6月中旬頃に発行が可能となりますが、自治体によって具体的な発行時期が異なりますので、各自治体へご確認願います。



#### ④その他必要な書類

対象者：利用希望児童の同居の世帯員

対象者が下記に該当する場合は、必要な書類を申請書等に添付して提出ください。

世帯の状況	必要な書類
母子・父子世帯の場合	戸籍謄本 ※未婚・離婚日及び親権者のわかるもの
世帯員に障害者等がいる場合	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し
産前産後休暇・育児休業を取得している場合	「育児休業等証明書」等
同一世帯から幼稚園又は生活支援施設等に入園している児童がいる場合	「在園証明書」
生活保護受給中の場合	生活保護受給者証の写し
児童と同居の祖父母がいる場合	祖父母の同意書 (祖父母の市町村民税課税状況確認のため)
離婚調停中で父母別居中の場合	裁判所が発行する「事件係属証明書」、 「調停期日呼出状」等

#### 利用の手続き(5月以降利用希望の場合)

利用希望月の前月15日までに

申込み

『支給認定申請書』と『保育利用申込書』に、必要な書類を添付して市へ提出ください。

※審査の結果、保育の必要性に該当する場合、支給認定申請から30日以内に『支給認定証』が郵送されます。

※保育所等の利用の可否については、利用希望月の前月下旬に判明します。

利用希望月の前月15日(締切日)から約1週間

利用調整

市が、利用調整基準に基づき、保育の必要性が高い順に、保育所等と利用調整を行います。

利用調整月の下旬

決定した場合

『利用調整結果通知書』が郵送されます。

決定した保育所等に連絡し、翌月からの利用開始に備え、手続きをとってください。

翌月初旬

決定しなかった場合

『保育施設利用待機通知書』が郵送されます。

※『支給認定証』の交付を受けてない方には『支給認定証』も併せて郵送されます。

※保育所等の利用は待機となります。その後、市が毎月中旬に保育所等との利用調整を行い、翌月からの利用が決定した場合には『利用調整結果通知書』が郵送されます。

**※2回目の利用調整以降は、利用が決まらなかった場合の連絡はありません。**

※『保育利用申込書』は、当該年度中の利用調整に使用できますので、改めて提出する必要はありません。

**※『支給認定証』が届いても、それだけで保育所等の利用が決定したわけではありませんのでご注意ください。**

※申請書、申込書の内容に変更が生じた場合は速やかに幼児課(Tel.095-829-1142)へご連絡ください。

※4月入所については、2月中旬～下旬頃から決定します。決まった方から順次「利用調整結果通知書」を郵送します。



### 1 支給認定証について

- 支給認定証は、保育所等を利用するために必要ですので、大切に保管してください。
- 保育所等の利用が可能となるのは支給認定証の有効期間内となります。その後も保育の必要性があっても利用が必要な場合は、有効期間内に新たに支給認定申請を行い、新たな支給認定証の交付を受けてください。
- 家族の状況や、保育の必要性の事由等、支給認定内容が変更となる場合には、事前（変更希望月の前月15日まで）に支給認定変更申請や変更届が必要となりますので、お手続きいただくことになります。
- 申請状況によっては支給認定証だけが先に届く場合がありますが、利用が決定した際には「利用調整結果通知書」が届きます。支給認定証だけでは利用決定とはなりませんのでご注意ください。
- 年度途中で満3歳になった場合は3号認定から2号認定に切り替わりますが、その場合の手続きは市で行い、新たな2号認定証を発行しますので、支給認定変更申請を行う必要はありません。
- 保育の必要性の事由が変更となっているにもかかわらず支給認定変更申請を行わない場合は、支給認定の取り消しとなり、その結果、保育所等も退所していただく場合もあります。

### 2 利用期間について

- 支給認定証の有効期間が終了した場合は、保育所等を退所していただきます。  
【例】求職活動の方が、有効期間内(求職活動開始後90日目を迎える日の月末まで)に就労しなかった場合。
- 支給認定証の有効期間内で保育所等を利用中の方でも、保育の必要性の事由のいずれにも該当しなくなった場合には退所していただきます。  
【例】「就労中」の方が、育児休業等を1年(育児休業対象児が1歳に達する日まで)以上取得された場合。  
「疾病・障害」の方が、治療見込み期間よりも早期に病気が回復した場合。  
「介護・看護」の方が、看護対象者の病気回復が見込みよりも早期に回復した場合。

- 保育所等を利用できる期間は、「利用調整結果通知書」の利用期間内となります。

利用期間が終了した場合は保育所等は退所となります。

【例1】「求職活動」で利用される方が、利用期間内に就労しなかった場合。

【例2】「妊娠・出産」で利用される方が、利用期間を経過した場合。

【例3】「就学」で利用される方が、利用期間を経過した場合。

利用期間経過後も、「求職⇔就労」、「就労⇒他の全ての事由」、「妊娠・出産⇒育休」の変更を除き、別の事由へ変更される場合は、利用希望月の前月15日（支給認定期間終了月の15日）までに新たに申込みをしてください。なお、利用期間内でも保育の必要性の事由のいずれにも該当しなくなった場合は退所となります。

就労中の方が退職され、求職活動に移行される場合は、3ヶ月間の期限付きで利用継続が可能です。ただし、3ヶ月内に就労されない場合は退所となります。

- 育児休業について(在園児童の取扱い)

育児休業期間が、「育児休業対象児が1歳に達する日まで」以内であれば、保護者の希望によりそのまま継続利用は可能となります。しかし、育児休業を、「育児休業対象児が1歳に達する日まで」以上取得された場合には、在園中の児童は退所となります。

※ この場合の「育児休業」とは育児休業法に基づく休業のことをいい、それ以外の休業は対象となりませんので、休業された時点で退所となります。

### 3 現況届について

- 2号、3号認定を受けられた方は、保育所等の利用の有無にかかわらず、毎年6～7月頃に、保育の必要性の確認と、9月からの保育料を算定するために「現況届」を提出していただくこととなります。
- 保育料が9月から変更となった方については、その旨、利用中の保育所・認定こども園を通じてお知らせします。

### 4 変更手続きについて

#### ● 支給認定内容に変更が生じる場合 ⇒ 支給認定変更申請

※ 次の①・②に該当する場合は、変更申請が必要です。この場合は、改めて利用調整（再協議）は行いません。

※ 変更は原則、手続き月の翌月月初からになります。前月15日までに手続きを行ってください。

※ やむを得ず15日までに手続きができない場合は、前月末までは受け付けますが、前月末直前になる場合や過ぎる見込みがある場合は、事前に幼児課保育係までご相談ください。

- ・ 必要書類：支給認定変更申請書及び必要な添付資料（P4参照）
- ・ 配布場所：幼児課、各地域センター、各施設

#### ① 保育の必要性（事由）が変更する場合

	変更前	変更後	備考
1	就労	→ 就労以外の全ての事由	
2	求職活動	→ 求職活動以外の全ての事由	
3	疾病・障害	→ 疾病・障害	同一傷病名で期間延長となる場合
4	親族の介護・看護	→ 親族の介護・看護	同一傷病名で期間延長となる場合
5※	就学	→ 就学	就学期間延長となる場合
6※	就労→妊娠・出産【要手続き】→育児休業（一年以上）【要手続き】→就労		

※上記5については、大学や専門学校等での進級を想定しています。

※上記6については、一連の流れが必要になり、その間に、2度の変更手続きが必要になります。

※育児休業中に離職するなど一連の流れに沿えず、途切れる場合で、継続入所を希望する場合は、再協議が必要となります。詳しくは、9頁の新規申請（再協議）部分を確認してください。

※育児休業取得の権利がある者が育児休業を取得せず、復帰する（就労に戻る）場合は、育児休業等証明書の添付及び申立書の提出があれば、再協議は行わず、変更申請での変更対応といたします。

#### ② 保育の必要量（時間）を変更する場合（保育標準時間⇔保育短時間の変更を希望する場合）

#### ● 保育の必要性や必要量等支給認定内容に変更が生じない場合【就労のみ】

※就労状況に変更（就職先や労働条件の変更等）があり、保育の必要性（事由）や必要量（時間）等支給認定内容に変更がない場合は、必要な添付書類（勤務証明書）のみ提出が必要になります。

※この場合、支給認定変更申請書や支給認定変更届は必要ありません。

- ・ 必要書類：必要な添付資料（勤務証明書）
- ・ 配布場所：幼児課、各地域センター、各施設



● 支給認定内容に変更が生じるが、変更申請では受け付けられない場合 ⇒ 新規申請

※次の場合のように、保育の必要性（事由）の変更等が生じ、認定期間を延ばす必要がある場合は、当初の入所目的が達成されたことになるため、変更ではなく、再協議（再度入所施設との利用調整）が必要になります。

※この場合、優先度が高い方がいた場合等で利用調整が調わなかった場合は、継続した入所ができないこともあります。

※手続きは、原則、認定期間満了月の15日までに手続きを行ってください。

それまでに手続きがない場合は、利用継続の意思がないものと判断し、認定期間満了とともに退所となります。（2月～4月の利用希望の場合は、別に申請期限を定めていますのでご注意ください。）

- 必要書類：保育利用申込書、支給認定変更申請書、健康状況調査票  
 必要な添付資料※（P4参照） ※変更やそれまでに提出がない場合のみ
- 配布場所：幼児課、各地域センター、各施設

	変更前	変更後	再協議の理由
1	妊娠・出産	→ 全ての事由	当初目的（変更前の事由）の達成のため
2	疾病・障害	→ 他の全ての事由	
3	親族の介護・看護	→ 他の全ての事由	
4	就学	→ 他の全ての事由	
5	災害復旧	→ 全ての事由	
6	虐待・DV	→ 全ての事由	
7	求職活動	→ 求職活動	認定期間満了のため
8	8頁の4-①-6が一連の流れにならない場合（一部を除く）		

● 保育料を再算定する必要がある変更が生じた場合

※次のような変更が生じた場合、保育料を再算定いたしますので、速やかに必要な書類提出してください。

	変更内容	必要書類
1	父母等の課税状況に変更が生じた場合	市町村民税課税所得証明書
2	母子・父子世帯になった場合 母子・父子世帯ではなくなった場合	支給認定変更届及び戸籍謄本
3	世帯に各種手帳（右記）の交付を受けた者がいる場合	支給認定変更届及び身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し
4	生活保護を受給するようになった場合 生活保護を受給しなくなった場合	支給認定変更届及び生活保護受給者証の写し 又は、生活保護停止通知書等の写し
5	祖父母と同居を開始した場合 祖父母との同居を解消した場合	支給認定変更届及び同意書 ※解消の場合は同意書不要
6	離婚調停中で父母別居となった場合	事件係属証明書又は調停期日呼出状等

● その他手続きが必要な場合

	変更内容	必要書類
1	利用施設を退所する場合	退所届（各月25日までに利用施設に提出）
2	住所や連絡先を変更する場合	支給認定変更届

## 保育料

保育料の金額は、お子さんの「認定区分(2号又は3号)」、「年齢」、「保護者(父母等)の市町村民税額」を基に算定します。保育料月額の詳細については別紙の【保育料】をご確認ください。

●認定区分、年齢について

認定区分(2号又は3号)は平成31年4月1日現在の年齢で区分され、2号認定(満3歳以上)、3号認定(満3歳未満)で保育料が異なります。

**ただし、年度途中で満3歳に到達した場合でも、当該年度中(3月までは「3号認定(満3歳未満)」の保育料となり、翌年度4月から「2号認定(満3歳以上)」の保育料が適用されます。**

また、年度途中に入所された場合で、入所された時点で2号認定(満3歳以上)であっても、平成31年4月1日現在の年齢が3号認定(満3歳未満)のお子さんの当該年度の保育料は、3号認定の区分となります。

※「保育標準時間(11時間)」と「保育短時間(8時間)」とで保育料月額が異なります。

●保護者(父母等)の市町村民税額について

**※毎年、9月分からが保育料の切替時期となります。**

平成30年度							平成31年度(2019年度)										
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
平成30年度 市町村民税額で算定											平成31年度 市町村民税額で算定						

●減免について(詳しくは幼児課へご相談ください。)

みなし寡婦・・・ひとり親世帯の父母で、(未婚等により)税法上の寡婦(夫)控除を適用できない世帯への軽減措置です。

→ みなし寡婦(夫)適用申請書と必要書類を幼児課へ提出していただくこととなります。

ただし、対象者の課税状況によっては減免とならない場合があります。

その他減免・・・保護者の収入が著しく減少したこと等(倒産、解雇等)により、保育料の負担が困難と認められる場合は、減免の対象となる場合があります。

●納め方について

保育所・・・長崎市に納めてください。原則、口座振替となります。

認定こども園・・・認定こども園に納めてください。納め方は各園にお問い合わせください。  
認定こども園をご利用の場合は、保育料のほかに別途所定の負担金が発生する場合があります。  
詳しくは各認定こども園へお問い合わせください。

### ※地域センターの連絡先

※平成29年10月から受付窓口の名称が変わりました。  
お近くの窓口でお手続きください。

地域センター		
中央	829-1135	桜町2番22号
小ヶ倉	878-5301	小ヶ倉町2丁目21番地2
小榊	865-0740	小瀬戸町1015番地7
西浦上	848-5151	千歳町5番1号
滑石	857-2978	滑石5丁目1番44号
福田	865-0111	福田本町10番地
茂木	836-0400	茂木町75番地10
式見	841-0211	式見町357番地
日見	838-3104	界2丁目1番19号
東長崎	839-5151	矢上町19番1号
土井首	878-4534	柳田町45番地3

地域センター		
深堀	871-3101	深堀町5丁目182番地
香焼	871-4111	香焼町1070-32
伊王島	898-2211	伊王島町1丁目3271
高島	896-3110	高島町1728-1
野母崎	893-1111	野母町1665
三和	892-1111	布巻町111-1
三重	850-1111	三重町1098番地1
外海	0959-24-0211	神浦江川町657-2
外海地域センター 黒崎事務所	0959-25-1111	下黒崎町1914番地
琴海	884-2001	琴海村松町703-16
琴海地域センター 長浦事務所	885-2111	長浦町2664

※西部地区事務所、古賀地区事務所、戸石地区事務所では、お手続きができませんのでご注意ください。

※地域センターでは、保育所等の利用申込み、変更申請、退所のお手続きを行います。  
お手続き内容の詳細、やご相談につきましては、幼児課 (Tel.095-829-1142)まで直接ご連絡ください。

※空き状況につきましては、長崎市子育て応援情報ホームページ「イーカオ」(<http://ekao-ng.jp>)にも掲載しておりますので、参考にご覧ください。

